

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業に係る民間事業者の選定に関する 客観的な評価の結果について

名古屋市（以下「市」という。）は、名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会（以下「選定審議会」という。）を設置し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号、改正平成２６年法律第９１号。以下「ＰＦＩ法」という。）第８条第１項の規定に沿って名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業を実施する民間事業者を選定しました。

この度、選定審議会から民間事業者の選定に係る調査審議の結果として、答申【審査講評】を受領したので、ＰＦＩ法第１１条第１項の規定により、客観的な評価の結果として公表します。

平成２７年１月１１日

名古屋市長 河村 たかし

**名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業を実施する
民間事業者の選定に係る調査審議の結果**

答 申

【 審 査 講 評 】

平成28年1月11日

名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会

名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）の事業者選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申するため、名古屋市（以下「市」という。）により設置されました。

平成26年6月22日に第1回選定審議会を開催して以降、約1年半にわたり「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づく実施方針や入札説明書等について審議を重ねるとともに、応募グループの事業提案内容について厳正かつ公正な審査を行い、選定審議会として民間事業者からの提案審査を行ったものです。

本事業は、市として「ごみ処理施設」に2番目にPFIを導入する案件であるとともに、同様な手法を取り入れた施設としては、規模的にも国内最大級の施設です。また、資源化対象物の徹底した利活用を始めとする「7つの基本方針」を掲げた我が国最先端のごみ処理施設として注目を集めている事業であることを認識しつつ、選定審議会としても重責を担いながら慎重な審議・審査に努めてまいりました。

本審査講評は、選定審議会におけるこれまでの審議・審査の過程と審査の結果について公表するものです。

本事業には、1グループからの参加表明及び事業提案ではありましたが、当該グループから提出された事業提案書はPFIの導入目的である民間の創意工夫やノウハウの活用が十分に期待できる提案でした。当該グループには適切かつ適正な提案をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

平成28年1月11日

名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会

会 長	奥 野 信 宏
委 員	鈴 木 賢 一
委 員	大 東 憲 二
委 員	柘 植 里 恵
委 員	藤 澤 敏 治

目 次

1	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事業者選定手順の概要・・・・・・・・	7
3	選定審議会の開催及び審議・審査の経緯・・・・・・・・	21
4	審査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	22
5	総 評・・・・・・・・・・・・・・・・	28

1 事業の概要

(1) 事業名称

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

(4) 事業目的

本事業は、ごみを安定的かつ経済的に処理するとともに、灰等の資源化や熱エネルギーの有効活用を行い、循環型社会に適した処理システムの確立を目的とする。

併せて、市は、本事業を民間事業者に長期間、一括で実施させることにより、民間事業者の創意工夫による効率性を発揮させることで、市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図る。

(5) 本施設整備・稼働の基本方針

ア 資源化対象物の徹底した利活用ができる施設

市内に大規模な埋立処分場を有していないことから、資源化対象物も利活用する処理システムを推進する必要がある、そのために資源化対象物も資源化し、資源循環の最適化を目指す。

イ 安定的な処理システムを確立した施設

安定的なごみ処理システムの確立は、市民の静脈インフラを確保する上で非常に重要な機能である。従って、安心・安全で安定的な施設の整備及び稼働の確保を図る。

ウ 災害等に強靱であり、その後の復旧等に十分配慮した施設

本事業用地はかつて内水氾濫も含めて水害のあった地域であり、更に大規模地震発生も想定されていることから、十分な対策を講じた施設を目指す。また、発災後の復旧等に対しても万全の体制構築を目指す。

エ エネルギー効率の向上、再生可能エネルギー導入の最大化を目指す施設

施設内で使用するエネルギーの最小化を図ると共に、高効率発電設備の導入など、焼却による熱エネルギーは可能な限り回収し有効活用することを目指す。また、その他の再生可能エネルギーの活用についても最大限活用する施設の整備及び運営を目指す。

オ 整備及び稼働において経済性を追求する施設

財政事情が厳しい中、整備費及び管理運営費（ライフサイクルコスト）においても効率的かつ経済的なシステムの確立を目指す。

カ 環境保全に最大限配慮した施設

廃棄物の資源化を始め環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めた施設の整備及び運営を目指す。

キ 地域との一体化

地域の住民、学生や児童及び生涯学習を推進する様々な年代の市民等が交流するとともに、積極的に情報発信等が行える場として、地域にも親しまれる施設を目指す。

(6) 公共施設等の立地条件及び規模

ア 立地に関する事項

項 目		概 要
① 事業計画地		北名古屋市二子四反地 地内
② 敷地面積		約 2.6 ha
③ 敷地前面道路等	北側	市道／現況幅員 5.5 m
	東側	県道／現況幅員 16.6 m (内、車道 7.5 m)
	西側	市道／現況幅員 7 m
	南側	県道／現況幅員 9.1 m (内、車道 6.5 m)
④ 地域規制		用途地域 : 準工業地域 建ぺい率 : 60% 容積率 : 200%
⑤ その他地域、地区		南側敷地境界線から 18 m は河川保全区域
⑥ 日影規制		愛知県建築基準条例を遵守する
⑦ 緑化率		20%以上
⑧ 排ガス処理		高度処理 (バグフィルタ、触媒脱硝等)
⑨ 排水処理		工場排水→高度処理→場内再利用→下水道放流
⑩ 工期	解体工事	平成 27 年度から平成 28 年度 (予定) ※北名古屋市衛生組合が実施
	建設工事 (設計含む)	平成 27 年度から平成 32 年度 (平成 32 年度稼働予定) ※名古屋市が実施

イ 施設に関する事項

項 目	概 要
事業用地	愛知県北名古屋市二子四反地 地内
処理方式	以下のいずれかとし、入札参加者の提案による。 ① ストーカ式燃焼方式＋灰等資源化（※） ② 流動床式燃焼方式＋灰等資源化（※） ③ シャフト炉式ガス化熔融方式（※） ・ 不燃ごみ、粗大ごみの処理 選別された金属類（鉄、アルミ）は有価物として売却する。 （※） 資源化対象物について、外部の資源化企業を活用し、熔融やセメント化、焼成等により資源化対象物の資源化を行う方式をいう。ただし、ストーカ式燃焼方式は、事業予定地内に灰熔融炉を設置して資源化を行うことができる。
処理対象物	① 可燃ごみ、② 不燃ごみ、③ 粗大ごみ
処理能力	【処理施設】 660 トン／日（２系列又は３系列、全連続燃焼方式） 【前処理設備】 50 トン／５時間
その他施設	【ごみ処理施設関連】 ① 管理機能、② 計量棟、③ 洗車場 ④ 処理不適物ストックヤード 等 なお、管理機能は単独設置の必要はない。 【附帯施設、外構施設等】 ① 防災設備、② 雨水貯留設備、③ 井水設備（既存機能の活用） ④ 見学者等環境学習対応設備 等
建物仕様、外観	建物は、周辺地域に配慮した外観、デザインとし、自然エネルギーの利用を図るとともに、敷地内には 20%以上の緑地を確保する。
供用開始	平成 32 年 7 月（予定）
発電施設	ごみの持つエネルギーを有効活用するために発電施設を設置し、所内動力の一部を賄う。なお、余剰電力（売電）の取り扱いについては、全額を民間事業者の収入とするものとする。
発電効率	循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に基づき、本施設が交付対象となる施設とする。 （ 発電効率として 21%以上【エネルギー回収効率として 22.5%以上】 ）

（７）事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、S P C が市と事業契約を締結し、自らの提案をもとに本施設の設計・建設を行った後、市に本施設の所有権を移転したうえで、事業期間中に本施設の運営・維持管理を行う B T O (Build: 建設 Transfer: 移転 Operate: 運営) 方式により実施する。

（８）事業期間（予定）

本事業の事業期間は、平成 28 年 3 月から平成 52 年 6 月までの 24 年 4 月（設計・建設期間 4 年 4 月、運営・維持管理期間 20 年間）とする。

（９）事業スケジュール（予定）

① 事業契約の締結	平成 28 年 3 月
② 設計・建設期間 （試運転期間を含む）	平成 28 年 3 月～平成 32 年 6 月
③ 本施設の引き渡し期限	平成 32 年 6 月
④ 供用開始	平成 32 年 7 月
⑤ 運営・維持管理期間	平成 32 年 7 月～平成 52 年 6 月（20 年間）

（１０）事業期間終了後の措置

市は、本施設を 20 年以上の長期に亘り使用することを想定しており、事業期間終了後も本施設を継続して公共の用に供する予定であるため、民間事業者は、その前提に立って設計・建設及び運営・維持管理を行うこととする。また、事業期間終了時に本施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引継がなければならない。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、供用開始後 16 年目を目処に、市及び民間事業者は協議を開始する。

（１１）事業の対象となる業務範囲

民間事業者及び市の業務範囲は、次のとおりとする。

なお、本施設の処理方式については、入札参加者が選択・提案できるため、それぞれの処理方式における業務範囲が異なる。

ア 民間事業者が実施する業務

（ア）いずれの処理方式にも共通する業務

① 本施設の設計及び建設に関する業務

- ・市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ・本施設に係る設計（災害に対応できる施設の強靱化対策を含む）
- ・循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請手続の支援
- ・一般廃棄物処理施設設置に係る手続
- ・市が申請元となるその他申請手続に関する支援
- ・生活環境影響調査等関連の対応業務
- ・環境モニタリング（調査計画書（建設時、施設供用時）に沿って実施）
- ・着工準備（用地造成及びインフラ整備関連）

- ・汚染土壌及び地中支障物対策
- ・本施設に係る建設工事（災害に対応できる施設の強靱化対策を含む）
- ・電波障害対策
- ・緑地の整備等
- ・本施設の引き渡し
- ・近隣地域対応
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

② 施設の運営及び維持管理に関する業務

- ・一般廃棄物（可燃ごみ等）の受入
- ・本施設の運転管理（市が有するごみ焼却工場等の全体の運転計画に基づく個別計画に沿うこと）
- ・本施設の保守管理
- ・本施設の情報管理
- ・本施設の環境管理
- ・見学者への対応
- ・清掃及び警備
- ・近隣地域対応
- ・見学者等環境学習対応設備の運営及び維持管理
- ・余熱の利用（主にごみ発電）
- ・余剰電力の売却（売電）に係る電気事業者との契約
- ・ISO14001の取得
- ・金属類等の有価物の売却
- ・資源化対象物の有効活用
- ・セルフモニタリングの実施
- ・被災した場合、迅速な復旧等のバックアップ体制の構築
- ・出入口における車両の安全管理
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

（イ）資源化対象物を事業用地外に搬出し、別途事業所で資源化する場合の業務

- ・委託先の選定等
- ・資源化処理（焼却灰等の運搬を含む）の業務管理
- ・資源化対象物（焼却灰等の運搬を含む）の適正処理
- ・情報管理

イ 市が実施する業務

（ア）本施設の設計及び建設に関する業務

- ・事業用地の安定確保（衛生組合からの無償による借用を予定）
- ・本事業の実施に関する地元合意
- ・民間事業者が行う近隣対応への協力
- ・交付金申請手続の実施
- ・本施設の設計・建設モニタリング

- ・本施設の完工確認
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本施設の運営及び維持管理に関する業務

- ・民間事業者が行う近隣対応への協力
- ・資源化処理に係る委託契約の締結（事業用地の外部で処理する場合）
- ・本施設への一般廃棄物（可燃ごみ等）の搬入
- ・発注者モニタリングの実施
- ・見学者対応の支援
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

(12) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設工事に係る対価の一部を、建設時支払金として、建設工事期間にわたって各年度の出来高に応じて民間事業者を支払うとともに、引渡時支払金として本施設の所有権移転後に民間事業者を支払う。また、当該対価の総額から建設時支払金及び引渡時支払金を控除した残額は、施設整備費割賦料として供用開始後の事業期間にわたって民間事業者を支払う。

イ 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理に係る対価を、運営委託料として供用開始後の事業期間にわたって民間事業者を支払う。また、運営委託料は、運営・維持管理に係る費用の総額に売電収入等のその他収入を勘案した金額を基に、民間事業者が提案した固定費相当分及び変動費相当分（ごみ処理量に応じて変動）で構成されるものとする。

ウ 事業用地の外部に委託する資源化処理業務に係る対価

市は、資源化処理業務及び運送業務に係る対価を、供用開始後の事業期間にわたって、上記イとともに民間事業者を支払う。

エ 有価物及び資源化物の売却収入

民間事業者は、有価物や事業用地外での資源化処理によって生成される資源化物について、自らが直接売却することによって得られる売却収入の全額を収入とする。

オ 売電収入

民間事業者は、電気事業者等（特定規模電気事業者を含む）との売電契約に基づいて得られる売電収入の全額を収入とする。

カ 余熱売却収入

民間事業者は、余熱の売却を行うことができるものとし、その売却収入の全額を収入とすることができる。

2 事業者選定手順の概要

(1) 事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 に基づく入札公告により入札参加者を募り、同施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する価格及び価格以外の要素（事業実施能力等）を総合的に勘案し、落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）及び「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成 7 年名古屋市規則第 162 号）が適用される。

(2) 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の 2 段階にて実施した。

「提案審査」は、要求水準書に示す内容を満足しているか否か等を確認する「基礎審査」と、提案内容及び入札価格を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行った。

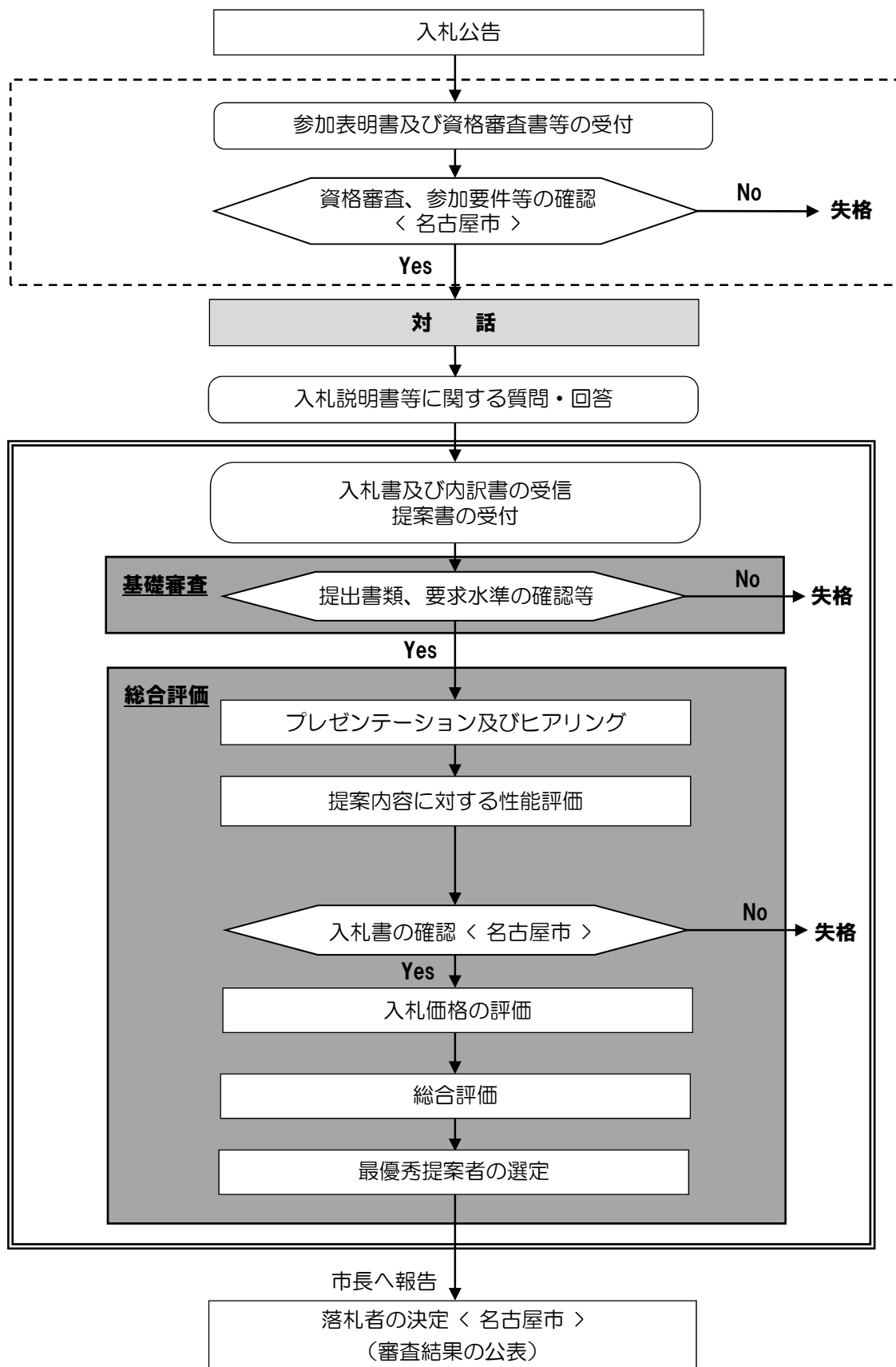
(3) 審査体制

選定審議会は、入札参加者から提出された事業提案書に基づき、入札参加者に対してヒアリングを行った上、審査を進めた。

市が設置した選定審議会は、以下の 5 名の委員により構成する。（五十音順）

会 長	奥 野	信 宏（中京大学 理事、学術顧問）
委 員	鈴 木	賢 一（名古屋市立大学 大学院 芸術工学研究科 教授）
委 員	大 東	憲 二（大同大学 情報学部 教授）
委 員	柘 植	里 恵（公認会計士、税理士）
委 員	藤 澤	敏 治（名古屋大学 名誉教授）

(4) 本事業における事業者選定審査フロー



(5) 資格審査

資格審査では、応募者からの参加表明書及び資格審査書等をもとに、参加要件及び資格等要件の具備を市において確認した。

(6) 提案審査

ア 基礎審査

本審査では、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認した。

(ア) 基礎的事項の確認

提案書に記載された内容が、表1に示す「基礎的事項」の内容を満たしていることを確認した。

表1 基礎的事項

① 共通事項
・ 提案書全体において、同一事項に対して2通り以上の提案がないこと、または、提案事項間において齟齬や矛盾等がないこと。
・ 提案書全体において、様式に従った内容となっていること。
② 「要求水準書」記載事項
・ 当該提案に関連する「要求水準対応全体計画書」に記述がある項目について、提案する内容が要求水準書を満たしていること。

イ 総合評価

(ア) 性能評価項目及びその評価

「事業計画」、「土木・建築計画」、「プラント計画」、「運営・維持管理計画」、「環境・循環型社会への適合計画」、「経営計画」の6評価の項目に関して入札参加者に提案を求め、選定審議会において、その内容の評価し採点した。なお、本評価の合計点は100点とした。

(イ) 各性能評価項目の採点基準

入札価格を除いた性能評価項目では、それぞれ評価項目において、次に示す4段階で評価し採点することとした。

表2 各性能評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

(ウ) 性能評価に対する絶対評価の視点を取り入れた評価の考え方

応募の状況を考慮し、性能評価に対しては以下のような絶対評価の視点を加えた評価とした。

評 価	定 性 的 視 点	定 量 的 視 点
A	○ 評価の細目に対する提案において、全般的に安全かつ確実性の高い提案であり、加えて最新の技術を取り入れた先進的な内容が多く見受けられる。 ○ 安定した事業運営に向けた、具体的な手法等が明確に示されている。	評価の細目／尺度／キーワード等に掲げる内容、事項において、概ね網羅的に示されている。
B	○ 評価の細目に対する提案において、安全かつ確実性の高い提案であり、加えて最新の技術を取り入れた先進的な内容が見受けられる。 ○ 安定した事業運営に向けた、具体的な手法等も中には提案されている	評価の細目／尺度／キーワード等に掲げる内容・事項が、8割程度示されている。
C	○ 評価の細目に対する提案において、要求水準を上回る内容の提案が認められる。 ○ 安定した事業運営に向け、支障のない程度の提案内容であるが、若干要望したい点がみられる。	評価の細目／尺度／キーワード等に掲げる内容・事項が、5割程度示されている
D	○ 評価の細目に対する提案において、要求水準と同程度の内容である。 ○ 安定した事業運営に向け、要望したい点がある。	評価の細目／尺度／キーワード等に掲げる内容・事項が、2割程度示されている。

(エ) 各性能評価項目における評価の視点と配点

① 事業計画に関する評価（配点：１４点）

項 目	評 価 の 視 点	評 価 の 細 目	配点
事業実施方針	・ 本事業の実施に当たっての基本的考え方	○ 設計・建設、運営・維持管理、環境・循環型社会への適合等に関し、本事業の基本方針を実現するための具体性・妥当性はあるか ○ 立地条件等に十分配慮した事業計画か	5
	・ 民間活力（資金、ノウハウ）の発揮による効果	○ 民間としての独創性及び有用性に富んでいるか ○ 民間活力の導入による経済的・技術的な効果が発揮されているか ○ 自治体が得るメリットの具体性・実現性は妥当か	
事業実施体制	・ 業務の実施体制・支援体制（応募者の構成、役割分担）	○ 代表企業、構成員、協力企業の役割分担は、組織的な総合力が確立されたものであるか ○ 非常時には、独自で実効性のある体制を構築でき、本市及び関係自治体と相互協力及び対応業務を進める上で具体的かつ効果的なものであるか ○ 市が実施する業務に対して、具体的かつ効果的な協力体制となっているか	6
	・ モニタリングの実施 ・ 情報管理体制	○ 各段階におけるセルフモニタリングの実施方法及び内容は適切であるか、また市のモニタリングに対して具体的な協力体制を構築しているか ○ 個人情報を含めた情報管理体制、保管方法は具体的かつ適切なものであるか ○ 情報開示は迅速性・正確性を備えており、根拠資料、提示方法等は理解しやすいものであるか	
地域社会への配慮	・ 本市及び地元自治体、地域住民との連携等 ・ 見学者対応	○ 地元自治体との協力体制、地域社会への配慮、住民等に対する情報提供等は、具体的で実効性があるか ○ 地域住民が親しみやすく、地域連携の創生の場となるような具体的配慮がされているか ○ 見学者に対する配慮がされており、本市のごみ処理事業の考え方や本事業の基本方針が反映されており、環境学習内容等について具体的な配慮がされているか	3

② 土木・建築計画に関する評価（配点：１７点）

項 目	評 価 の 視 点	評 価 の 細 目	配点
建 築 計 画	・ 平面、断面計画	○ 各設備の配置は効率的かつシンプルであり、運転、点検整備等への容易性が工夫されているか ○ 将来の設備更新や建物改修等の可能性に配慮した計画となっているか ○ 管理施設、工場棟、煙突等、並びに見学者ルート、説明エリア等は適正な配置及びスペースの確保が図られており、また利用者に対する配慮がなされているか ○ 臭気、騒音・振動対策等のごみ処理施設特有の課題に対する対策の具体的かつ効果的な提案となっているか	7
	・ 構造計画 (強靱化対策を含む)	○ 設備機器の荷重、土質、施設や設備等の強靱化及び長期使用を考慮した構造、または材料としているか ○ 水害（浸水）、地震、その他大規模災害及び事故等に対する防災構造及び計画は、具体的かつ実効性のあるものとなっているか ○ 被害拡大防止対策等は、具体的かつ実効性のある提案となっているか	
施 設 配 置 ・ レ イ ア ウ ト	・ 配置計画	○ 全体の配置及び外構計画は、立地条件、周辺環境及び近隣住民等を考慮し、日照阻害や収集車両による視覚的配慮をしたものであるか ○ 車両搬入出口等、周辺交通への影響を低減し、安全性を高めるための具体的かつ効果的な配慮がされているか	3
	・ 動線計画	○ 構内の車両走行ルートが簡潔であり、かつ、車両の交錯や渋滞、車両と歩行者との交錯等に配慮し、安全性を確保したものとなっているか	
景 観 ・ 緑 化	・ 建築物等のデザイン	○ 建築物の外観、敷地内レイアウト等のデザインは、周辺景観との調和が図られているか ○ 清潔感の確保、近隣住民等に対する圧迫感を感じさせない工夫等は実施されているか	4
	・ 緑地計画	○ 「みどり」の創出を考慮した緑化面積、周辺植生及び生態系保全に配慮した緑化計画及び維持管理計画となっているか ○ 水辺等生物生息空間の創出や、地域の自然等との調和を考慮した緑化空間の構成となっているか	

工事計画	・建設期間 ・工事における周辺配慮及びその監理	○ 調査、許可申請、事務手続き及び設計、建設、試運転、完成検査等の工程計画は、効率的かつ実効的な提案となっているか ○ 建設工事中の周辺環境及び住民等への配慮、保全措置等は実効的なものであるか ○ 安全対策、騒音・振動、粉じん等の環境対策について、より積極的で具体的な対策の提案がされており、その中で安全確保等の客観性の担保ができる工事・施工監理体制となっているか	3
------	--	--	---

③ プラント計画に関する評価（配点：１３点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
処理システム	・処理システムの安定性 ・処理システムの簡略性	○ 事故、故障等の予防措置及び機器等の余裕率、安全性等の設定は具体的かつ安全な考え方であるか ○ 設備、機器の運転監視、データ管理は適切かつ確実なものであるか ○ 長寿命化を推進するためのデータ収集、分析及び寿命予測等の考え方は適切であるか ○ 定常的なごみ量・ごみ質の変動に対する対応性、応答性は妥当であるか ○ 設備等の簡便性や運転・維持管理の容易性が確保されているか ○ 緊急時には専門の運転員以外でも運転可能なハード、ソフト構成となっているか	6
施設の安全性	・設備、機器等の安全対策 ・防災対策（強靱化対策）	○ 安全対策の考え方は適切で妥当であるか ○ 装置、機器類の配置及び連系・インターロック構成等は、安全性等を考慮したものであるか ○ 異物等混入時等の処理設備保護への効果的な対策がとられているか ○ 浸水等に対するハード面での設備保護対策は、具体的かつ万全なものであるか ○ 地震、水害等大規模災害時の安全停止等のシステム面での設備保護の対策は、具体的かつ万全なものであるか ○ 自立的な運転再開への具体的かつ実効的な方法が提案されているか ○ 中長期的な資材等の供給断絶に対する対策は、万全なものであるか	7

④ 運営・維持管理計画に関する評価（配点：23点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
運営体制	・ 人員、人材配置 ・ 運営計画	○ 組織編成、役割別人員数、勤務体制等は、効率性・合理性が確保されており、本市との密な連携を図れるものとなっているか ○ 事業期間中の運営方針及び計画に関する考え方は、安定的かつ経済的なものであるか	2
運転管理	・ 運転の安定性及び柔軟性	○ 運転管理等の計画、マニュアル及び教育・訓練計画等は、具体的かつ有用なものであるか ○ 情報開示に対して積極的であり、契約期間終了後の引継ぎにおいても、過去の具体的対応記録や長寿命化に配慮した情報等の提供が確保されたものとなっているか	2
安全・衛生	・ 運営、維持管理における安全性及び衛生管理	○ 安全管理等のマニュアル等は、具体的で実効性が確保されているか ○ 安全作業、安全教育等の考え方は妥当であるか ○ 衛生管理体制、衛生設備等の設置及び保持に関する考え方は適切であるか	3
非常時対応及び復旧体制	・ 危機管理体制 ・ 水害、地震、火災時、停電等の発生時への対応及び対策 ・ 災害ごみの受入・処理 ・ 地域の防災拠点	○ 危機管理に対する体制及び対応は、具体的で実効性があるか ○ 災害時等の非常時への対応及び対策は、具体的で実効性があるか ○ 本市及び関係自治体等との災害時協力は、積極的かつ万全なものであるか ○ 発災時の初動体制確立に対して、迅速な体制構築となっているか ○ 発災初期段階を経過した後は、関係自治体との連携を図りながら積極的なごみ処理を行う体制となっているか ○ 拠点機能等に対する考え方は適切であるか ○ 一時避難場所としての対応等に積極性があり、具体的かつ適切な考え方となっているか	7

ごみの受入体制	・ごみ受入体制 ・ごみ量の変動 ・ごみ質の変動	○ ごみ受入時の検査体制及び異物除去対策は、万全かつ実効的なものであるか ○ 搬入不適物等搬入時や自己搬入時の対応は適切であるか ○ 計画搬入量を上回る（下回る）場合の受入許容範囲（処理単価に影響しないアロワンス）はどの程度であるか ○ ごみ質変動に対する受入許容範囲（処理単価に影響しないアロワンス）はどの程度であるか	4
点検・整備・補修	・保守点検、整備補修 ・施設の長寿命化 ・法定検査計画	○ 日常、定常的な保守点検、整備補修計画の考え方は適切であるか ○ 他工場において発生した不測の事態等による本市の運転計画やごみ搬入計画の変更等に対する、運転・整備計画変更等の適応性は柔軟かつ協力的であるか ○ 長寿命化に向けた考え方は妥当であるか ○ 20 年以上の長期に亘る施設の使用及び契約終了後の可能な限り長期に亘る安定稼働継続等を見据えた点検確認体制及び整備、補修計画の考え方は妥当であるか ○ 法定検査についての検査計画及びその考え方は適切であるか	5

⑤ 環境・循環型社会への適合計画に関する評価（配点：21点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
環境保全対策	・周辺環境への配慮	○ 工事期間中及び運営管理期間中の周辺環境への配慮事項及び環境保全措置等（排ガス、排水、騒音、振動、悪臭、土壌等）は、具体的かつ実効的なものであるか ○ 排ガス中における水銀濃度が急激に上昇した際の対策は、万全かつ迅速なものとなっているか ○ 汚染土壌が顕在化した場合の対応及び処理工法等は、埋め戻しを含め、極力、場外搬出処分を抑制するものとしているか ○ 汚染土壌処分については経済性に十分配慮した適切なものであるか	4
地球環境への配慮	・温室効果ガスの発生抑制への配慮 ・再生可能エネルギーの導入 ・省資源、省エネルギーへの配慮	○ 温室効果ガス（CO₂換算）の発生抑制のための具体的な計画が策定されており、発生量は適切に削減されているか ○ 外部にて灰等資源化を実施する場合は、その事業に係る温室効果ガスの発生についても抑制する方向で検討がなされているか ○ ごみ質ごとに、エネルギー回収量等と温室効果ガス発生量とはバランスのとれたものであるか ○ 再生可能エネルギーの活用内容は、具体的かつ実現性があり、その活用量は、合理的な水準であるか ○ 再生材利用、建設廃材リサイクル等、建設時の省資源対策は適切かつ具体的で実現性があるか ○ 運営時の省資源、省エネルギー対策は具体的で実現性があるか ○ 建物の長寿命化によるライフサイクルコストの低減は、具体的で実現性があるか	7
資源循環対策	・埋立量削減に向けた方策	○ 焼却灰等、溶融飛灰及び金属類等、各種残渣の資源化方法又は有効活用の考え方は具体的で実現性や継続性があるか ○ 残渣量ゼロに向けた考え方は具体的で実現性や継続性があるか ○ 長期に亘る安定した資源化対応の考え方は具体的で実現性や継続性があるか	3

余熱の活用	・余熱利用 ・発電量、発電効率 ・余剰電力の有効活用先及び活用量	○ 余熱利用に関する考え方、エネルギー回収率を向上させるための方策は、具体的かつ効果的なものであるか ○ 発電量、発電効率の多寡及びその向上のための方策等は、具体的で実現性・継続性があるか ○ 発電量は安定的であり、その方策等は具体的で実現性・継続性があるか ○ 余剰電力量の多寡及びその向上のための方策等は、具体的で実現性・継続性があるか ○ 売電単価向上に向けた方策等は具体的で実現性があるか ○ 電力販売先の競争性、安定性の確保についての考え方等は、具体的で実現性があるか ○ 電力システムに関する改革方針、改正電気事業法等への適応方法等は具体的で実現性があるか	7
-------	--	--	---

⑥ 経営計画に関する評価（配点：12点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
リスク管理	・リスクおよびその分担に対する考え方 ・リスク顕在時（事業破綻等）への対応	○ 本事業を行う上で想定される各リスクに対する考え方及びその分担は適切であるか ○ 各リスク発生抑制の考え方、顕在時の対応策は適切であるか ○ 事業破綻リスクの抑制の考え方、顕在時の対応策は適切であるか	3
収支計画	・施設整備費及び運営維持管理費 ・委託料支払いの平準化 ・事業収支計画の適切性	○ 施設整備に係る各費用は経済的で適切であるか ○ 運営・維持管理に係る各費用は経済的で適切であるか ○ 各費用項目に連動する価格水準パラメーター（物価指数等公的指標）は合理的で適切であるか ○ 運営・維持管理費及び大規模な補修に伴う費用変動に対し適切に対応しているか ○ 事業収支計画と施設整備計画及び運営・維持管理計画とは適切に整合が取れているか ○ 事業収支の健全性、長期収支計画の安定性は適切で実現性があるか	6

資金調達計画	・資金調達方法の適切性（出資、借入、調達条件等） ・資金調達の確実性（調達先等） ・循環型社会形成推進交付金算定の妥当性	○ 事業内容や支払等の条件に対応した資金調達条件、債務償還の考え方は、明確かつ具体的で実現性があるか ○ 金融機関等からの資金調達は安心して確実であるか ○ 循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に基づき算定した金額は、具体的で実現性があるか	3
--------	--	--	---

(オ) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格（事業期間中の市の支払合計額をいう。以下同じ。）が、予定価格を超えていないことを確認した。

(カ) 入札価格の評価

入札参加者の入札価格について、以下の考え方に基づいて得点化を行う。なお、満点は70点とする。

【考え方】

入札価格の内、最低価格を価格評価満点とし、他の入札価格は、最低価格との比率から得点化する。

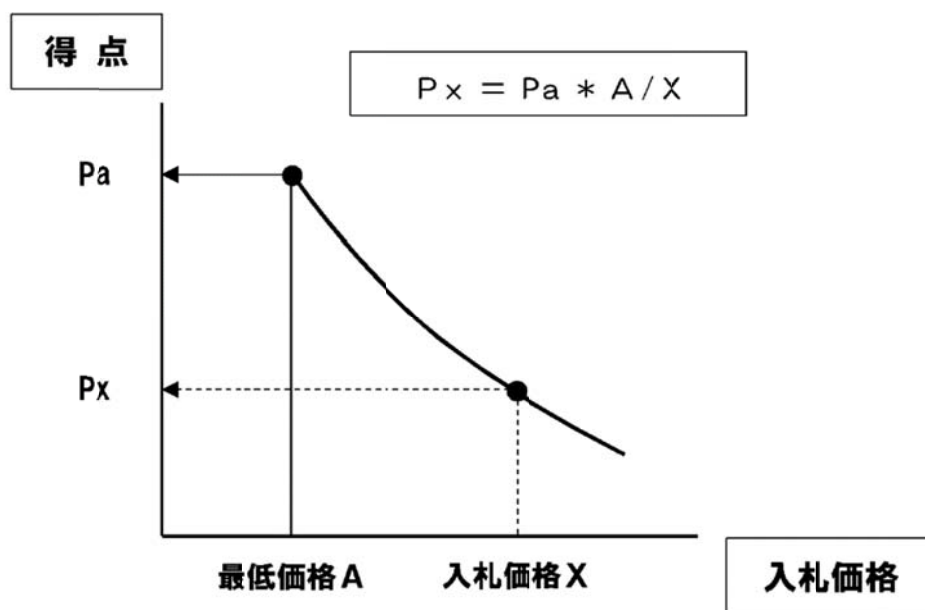
なお、価格評価の対象は、入札価格を構成する諸費用を割引率2.5%で現在価値化した価格とする。

【評価の算式】

$$\text{価格評価点 } P_x = P_a * A / X$$

P_a ：価格評価満点（70点）

A ：入札最低価格



※ 数値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位までとする。

(キ) 総合評価

性能評価項目に関する点数と入札価格の評価による点数を合計して総合評価点とする。
 なお、それぞれの配点を合計し、総合評価は 170 点満点とした。

表 3 性能評価項目の評価と入札価格の評価に関する配点一覧

評 価 項 目		配 点	合 計
① 事 業 計 画	事業実施方針	5	14
	事業実施体制	6	
	地域社会への配慮	3	
② 土 木 ・ 建 築 計 画	建築計画	7	17
	施設配置・レイアウト	3	
	景観・緑化	4	
	工事計画	3	
③ プ ラ ン ト 計 画	処理システム	6	13
	施設の安全性	7	
④ 運 営 ・ 維 持 管 理 計 画	運営体制	2	23
	運転管理	2	
	安全・衛生	3	
	非常時対応及び復旧体制	7	
	ごみの受入体制	4	
	点検・整備・補修	5	
⑤ 環 境 ・ 循 環 型 社 会 へ の 適合計画	環境保全対策	4	21
	地球環境への配慮	7	
	資源循環対策	3	
	余熱の活用	7	
⑥ 経 営 計 画	リスク管理	3	12
	収支計画	6	
	資金調達計画	3	
性能評価項目の評価の小計 (α)			100
入札価格の評価 (β)			70
総合評価 合計 ($\alpha + \beta$)			170

※ 数値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位までとする。

(7) 落札候補者の決定

選定審議会は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価の合計（性能評価項目の評価の得点と入札価格の評価の得点を合計）が、最も高い提案を行った者を落札候補者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

・ 総合評価 = （入札価格以外の）性能評価項目の評価点 + 入札価格の評価点

市は、選定審議会による審査結果を踏まえ、落札候補者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表した。

3 選定審議会の開催及び審議・審査の経緯

日 付	内 容
平成 26 年 6 月 22 日	第 1 回 審議会 〔会長の選出、市におけるごみ処理の経緯、事業概要の説明、民間活用、選定審議会の進め方等〕
平成 26 年 8 月 7 日	第 2 回 審議会 〔実施方針(案)、審査方針(案)の審議等〕
平成 26 年 9 月 18 日	第 3 回 審議会 〔事業者選定審査の手順及び内容、性能評価項目及び配点の審議等〕
平成 26 年 11 月 24 日	第 4 回 審議会 〔事業者選定審査の基準の審議、実施方針及び特定事業の評価・選定の承認等〕
平成 26 年 12 月 9 日	実施方針等の公表（説明会：12 月 17 日）
平成 26 年 12 月 22 日 ～平成 27 年 1 月 13 日	実施方針等に関する質問受付
平成 27 年 1 月 25 日	第 5 回 審議会 〔入札説明書等の審議等〕
平成 27 年 2 月 13 日	実施方針等に関する質問回答の公表
平成 27 年 3 月 22 日	第 6 回 審議会 〔入札説明書等の審議等〕
平成 27 年 3 月 23 日	特定事業の選定の公表
平成 27 年 5 月 26 日	第 7 回 審議会 〔入札説明書等の審議等、現地確認〕
平成 27 年 7 月 8 日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
平成 27 年 7 月 9 日～23 日	参加表明書及び資格審査書等の受付
平成 27 年 7 月 27 日	資格審査結果の通知
平成 27 年 8 月 18 日	対話の実施（結果公表：8 月 25 日）
平成 27 年 8 月 24 日～28 日	入札説明書等に関する質問受付（回答公表：9 月 9 日）
平成 27 年 9 月 10 日～10 月 9 日	事業提案書の受付
平成 27 年 11 月 10 日	第 8 回 審議会 〔基礎審査結果、提案に対する意見交換等〕
平成 27 年 11 月 27 日	第 9 回 審議会 〔応募グループのプレゼン・ヒアリング等〕
平成 27 年 12 月 10 日	第 10 回 審議会 〔総合評価、事業者の選定〕
平成 27 年 12 月 11 日	落札者の決定・公表
平成 28 年 1 月 11 日	第 11 回 審議会 〔審査講評のまとめ〕

4 審査結果

(1) 資格審査

平成27年7月23日までに次の応募グループから参加表明があり、参加資格要件を満たしていることを確認した。

■資格審査を通過した応募グループ

新日鉄住金エンジニアリング株式会社 グループ

(2) 提案審査

ア 事業提案書の提出

平成27年10月9日、資格審査を通過した次の応募グループから提案書が提出された。

■事業提案者一覧

代 表 企 業	新日鉄住金エンジニアリング 株式会社
構 成 員	日鉄住金環境プラントソリューションズ 株式会社 エコマネジ 株式会社 極東開発工業 株式会社 株式会社 広築 矢橋工業 株式会社 株式会社 大建設計名古屋事務所
協 力 会 社	株式会社 大林組名古屋支店 徳倉建設 株式会社 株式会社 エヌジェイ・エコサービス 株式会社 服部組 三池製錬 株式会社 中部リサイクル 株式会社 株式会社 丸大産業運輸 株式会社 三照 株式会社 油研

(注) 協力会社の内、大有建設 株式会社においては平成27年12月4日から同年12月31日までの間、名古屋市から指名停止処分を受けたため、代表企業から平成27年12月11日に除外する旨の申請を受けた。

イ 基礎審査

応募グループの提案内容が基礎審査項目を充足していることを確認した。その結果、当該応募グループはすべての要件に適合していると確認されたため総合評価の対象とした。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング

当該応募グループから、プレゼンテーションを受け、選定審議会は提案内容についてのヒアリングを実施した。

実 施 日：平成27年11月27日（金）

会 場：名古屋市役所本庁舎5階 正庁

実施要領：プレゼンテーション30分、質疑応答45分程度

エ 総合評価

（ア）性能に関する評価

事業提案書及び当該応募グループに対するヒアリング等を踏まえたうえで、選定審議会による審査により性能に関する評価を行った。なお、性能に関する評価は、評価項目ごとに専門的知識を有する委員を中心に選定審議会にて意見交換を重ね、最終的には委員各位がそれぞれ責任を持って採点し、平均化処理により評価値を決定した。

表4 性能評価項目の評価内容一覧

評 価 項 目		評 価 内 容
① 事業計画	事業実施方針	・ 提案書全体に亘って市の7つの基本方針を良く理解されている優れた提案である。
	事業実施体制	・ 各事業における役割分担が明確であり、事業者の中における多層的なモニタリング、適正な情報管理等、明確に記述されており高水準の提案である。 ・ 市との連携、協力体制についても、明確に示された提案である。
	地域社会への配慮	・ 地域社会への貢献では、4つの基本方針（地方自治体との連携協力体制、地域社会への配慮、地域連携の創生、周辺住民との連携）の具体的な内容が示された提案である。地域コミュニティ、法人市民としての役割がきちんと意識されており評価できる。 ・ 見学者対応では、E S D（持続可能な社会の担い手づくり）を意識した提案がされている。対応内容もわかりやすく、見学者動線においては無理がない提案である。
② 土木 建築計画	建 築 計 画	・ シンプルでコンパクトな配置となっている。また、作業者と見学者との動線が区分された提案である。 ・ 計画地盤高は、東海豪雨の想定や地元自治体で作成したハザードマップ等を確認の上で、浸水レベルを考慮した提案である。 ・ 提案者が開発した特許工法の採用も評価できる。
	施 設 配 置 レイアウト	・ 配置計画は、東西南北4つのエリアに分け、それぞれに対する配慮、対策がなされた提案である。 ・ 動線計画では、出入口が複数箇所あることから収集車の交錯を完全に回避するなどの提案が難しかったと思われるが、一か所交錯する箇所があることから、運用面を含め更なる工夫が欲しい。

② 土 木 建築計画	景 観 ・ 緑 化	・緑地計画では、「CASBEE 愛知」における環境への配慮で「A ランク評価」を目指す提案である（眺望に対する配慮、壁面・屋上への緑化採用など）。但し、屋上緑化については、環境影響評価書の中で「在来種／地方種の促進」という記述があるため、十分に留意する必要がある。 ・景観上のデザインでは、工場を２トーンカラーにして小さく見せる工夫はされているものの、形状、色彩等には更なる配慮や工夫が欲しい。
	工 事 計 画	・全体的には、細かな配慮が丁寧に示された提案である。工期の短縮・工期の厳守という観点では、具体的な手法が提案されており、周辺への配慮では、近隣のマンションや事業者への具体的な配慮がなされた提案である。 ・地下部掘削時の盤膨れ防止対策で、掘削深度よりも深い位置に地盤改良で人工遮水層をつくる提案がされているが、具体的な施工方法には留意が必要である。
③ プラント 計画	処理システム	・安定性・簡略性において、シャフト炉式ガス化溶融炉の特徴である駆動部が少なくシンプルである点などを前面に出した提案である。特に、各装置を縦に配置するなどレイアウトが非常に合理的でコンパクトであるのは、手狭な敷地に最適である。但し、国内最大規模の施設となることと、既存規模からのスケールアップ率を前提に「２炉体制」を提案しているが、安定性に留意する必要がある。 ・遠隔からの監視が可能なシステムの採用も提案されており先進的である。 ・コークス使用原単位について、鳴海工場との比較で３割削減という記述はあるが、今後の更なる削減に対する取り組みについて継続が必要である。
	施設の安全性	・豊富な実績や経験に基づいた提案である。 ・防災対策においては、過去の災害事例に基づく具体的な提案である。 ・法的に整備を求められる非常用発電機能も兼ねたコージェネ発電機を設置する提案は注目出来る内容である。
④ 運営・維持 管理計画	運 営 体 制	・全国に展開されているシャフト炉式ガス化溶融炉での経験を踏まえた具体的な提案である。
	運 転 管 理	・エンジニアリング部門や維持管理部門の本社サポート体制は、豊富な実績や経験に基づいた提案である。 ・モニタリングに関しては他事業所でのデータ蓄積を踏まえてタブレット活用によるトラブル対応など、独自の提案である。

④運営・維持 管理計画	安 全 ・ 衛 生	・法令変更等に基づくマニュアル類の管理、改訂システム等きめ細かく提案されており、安全活動の意識が高い優れた提案である。
	非常時対応及び復旧体制	・危機管理では、エンジニアリング部門や維持管理部門の本社からのバックアップ体制と、東海地方が被害を受けた場合の必要な対応（避難誘導や安否確認、二次災害防止、防災拠点としての活用、自治体連携など）が具体的に示された提案である。 ・業務継続計画については、南海トラフの大規模地震、東海豪雨規模の災害事例を想定した提案である。
	ごみの受入体制	・ごみ量及びごみ質の変動に対して、技術的な処理を中心に提案されており、変動に対する経費的なアロワンスが記述されていないため、実務的には留意が必要である。 ・シャフト炉式ガス化溶融炉の特性は、ごみ質変動に対して有利なシステムであるが、ごみ量変動と同様に、本事業の一翼である「発電量・売電量」に直結するため、運営には様々な留意が必要である。
	点検・整備・補修	・効率的で適正な運用のため、全事業所での実績データを加味した新しい整備・調達システムの導入が示された提案である。 ・これまでの震災等の経験を活かすことにより臨機応変な体制が構築できると示された提案である。 ・長寿命化については、大規模補修における経済的な実施方法等が示された提案である。但し、その大規模修繕や一部機器の更新等が必要となった場合、操業停止期間について比較的短期間とのことであるが、実施段階で十分な検討が必要である。
⑤環境・循環型社会への 適合計画	環境保全対策	・排ガス処理システムは乾式システムでの提案であり、国内では採用例がまだ少ない重曹を使用した溶融飛灰発生量削減に向けた先進的な処理が示された提案である。 ・土壌汚染については、地元自治体が分析した結果に対する対応は提案されているものの、他の土壌汚染が顕在化した場合も含めて、経済的な観点も考慮した対策の提案が望まれる。
	地球環境への配慮	・温暖化防止対策については、環境省が定めるごみ処理量当たりのCO₂排出量を示した指針の達成を示している。なお、オプションとして示されている将来的な温室効果ガス削減技術の適用、導入については積極的かつ継続的な取組みを期待したい。

⑤環境・循環型社会への適合計画	資源循環対策	・ 溶融スラグ及び溶融メタルは、完全な流通体制を構築する提案が示されており、将来に亘る有効利用に不安がないと評価できる。 ・ 溶融飛灰についても、安定的な処分先の確保が示されており提案は評価できる。
	余熱の活用	・ 発電効率及び発電量向上に向けた対策は、インバーター制御の多用やトップランナー型機器の導入等の提案、運営管理では2炉運転時間の最大化を目指す具体的な提案がされており評価できる。
⑥経営計画	リスク管理	・ 事業破綻リスクへの対応策についても、運営会社への支払い猶予、代表企業からの緊急融資枠の設定、ウォーターフォール規定の適用など具体的な提案がされており評価できる。
	収支計画	・ 物価変動による価格改定の指標は、日本銀行等の公的機関の公表する指標が提案されているが、一部の事業分野で自社が受けている料金体系での提案が示されており、公的機関等の指標ではないことから、変更協議が必要である。 ・ 施設整備費割賦料や運営委託料の支払いにおける平準化については、国税庁や公認会計士の確認も取られた提案であり評価できる。 ・ 財務指標として、DSCRが供用開始年度で「1.0」以下、LLCRが「1.0」以下、という表記になっているが、運営開始年度における四半期のズレ、割引率と金利水準の実質的なズレによるものであるとの説明は一定程度理解できる。
	資金調達計画	・ 融資予定金融機関から提示を受けているスプレッドが極めて低利であるが、関心表明書が示されていることや、実質的な金利水準等から妥当であると見られ、結果として財政支出が抑えられることは評価できる。

(イ) 入札価格に関する評価

落札者決定基準に基づき、入札参加者から提出された入札価格の現在価値に換算したものについて得点化を行った。結果は下記のとおりである。

事 項	新日鉄住金エンジニアリング 株式会社グループ
入 札 価 格	53,700,000,000 円
現 在 価 値	46,087,167,000 円
入札価格の評価点	70点

(参考) 入札公告で公表した予定価格は、53,703,700,000 円であった。

オ 総合評価得点結果

評 価 項 目		配 点	新日鉄住金エンジニアリング 株式会社グループ
			評 価 点
① 事業計画	事業実施方針	5	5.00
	事業実施体制	6	6.00
	地域社会への配慮	3	3.00
	小 計	14	14.00
② 土木・建築計画	建築計画	7	6.65
	施設配置・レイアウト	3	2.10
	景観・緑化	4	2.80
	工事計画	3	2.85
	小 計	17	14.40
③ プラント計画	処理システム	6	4.50
	施設の安全性	7	7.00
	小 計	13	11.50
④ 運営・維持管理計画	運営体制	2	2.00
	運転管理	2	2.00
	安全・衛生	3	3.00
	非常時対応及び復旧体制	7	7.00
	ごみの受入体制	4	3.20
	点検・整備・補修	5	3.75
	小 計	23	20.95
⑤ 環境・循環型社会への 適合計画	環境保全対策	4	3.00
	地球環境への配慮	7	6.65
	資源循環対策	3	3.00
	余熱の活用	7	7.00
	小 計	21	19.65
⑥ 経営計画	リスク管理	3	3.00
	収支計画	6	5.70
	資金調達計画	3	3.00
	小 計	12	11.70
性能評価項目の評価の集計 (α)		100	92.20
入札価格の評価 (β)		70	70.00
総合評価合計 (α + β)		170	162.20

5 総 評

この度、新日鉄住金エンジニアリング株式会社グループからの事業提案書の提出を受けた。本事業が「ごみ処理施設」としては最先端の施設整備、安定稼働を目指す事業であることに鑑み、技術面・運営面において、市が提示した要求水準を上回る提案内容であるとともに、コスト削減の観点からも極めて優れた提案であった。

選定審議会としても、事業提案書作成にあたっての努力に対して高く評価しており、重ねて深く感謝を申し上げる。

選定審議会は、落札者決定基準に基づいて厳正かつ公正に審査を行い、選定審議会委員の合議により新日鉄住金エンジニアリング株式会社を代表企業とする新日鉄住金エンジニアリング株式会社グループを選定した。

今後、同グループが市と事業契約を締結し、本事業を実施するに際し、P F I 事業の推進に向け、選定審議会から評価された具体的な提案内容を確実に実行することは無論、本事業をさらにより良いものとするため、同グループにおいては、以下の諸点についても十分に配慮して進めるよう、選定審議会として要望する。

- 構内動線においては一か所だけ交錯する箇所があること、来場者と収集車との出入口が近いこと、高低差がある中でUターンに近い屈曲部がある点については、建設時または運用時において更なる工夫を行うこと。
- ごみ処理施設の建築建屋に対するボリューム感を抑える更なる工夫を行うこと。
- 環境影響評価の手続きの中で愛知県知事の意見に対して事業者側が述べた見解に沿って、植物種については在来種または地方種を選定すること。
- 国内最大規模の炉となることから、安定性の確保には十分留意された上で、設計、運用を行うこと。
- コークス使用量をさらに少なくし、温室効果ガスの発生量をできる限り抑制する取組みを継続的に進めること。
- 想定外の土壌汚染が顕在化した場合を含め、経済性の観点も考慮した上で、土壌汚染対策を十分に検討し進めること。

以 上